

後期 第2問

暴走族のリーダーXは、自分のグループをやめて別グループを作ったAに恨みを抱いていたので、配下のYに対し、Aの大切にしていたバイクを燃やしてしまえと命じた。Yは、「そんなことをして大火事にでもなったら大変だから勘弁してください」と、いったんは拒んだが、Xはさらに「それなら、トラックに載せて、誰もいない河原かどこかまでこっそり持って行って、そこで騒ぎにならないように燃やしてしまえ。その写真を撮ってAに送りつけろ」と命じた。Yは、深夜午前二時ころにA宅付近の駐車場に停めてあったバイクを、トラックに載せて運び出し、河原まで運ぼうとしたが、次第に面倒になり、途中、人気がない林を見つけたため、「ここなら誰もいないし、いいか」と思い、バイクをおろして、用意していたガソリンをかけた。Yは一息入れようとタバコを吸い、燃えさしを消そうと足元に落としたりしたところ、ガソリンに引火し、さらに内部のガソリンにも火がつき、林の枯れ木等にも燃え移ったため、怖くなって逃げ出した。犯行現場に最も近い人家は、約20メートル離れたB家、C家、D家であった。その夜たまたま起きていたBは煙を見てあわてて119番通報し、3軒の住民は皆避難した。場所が辺鄙であり、また途中事故のために通行止めの場所があるなど、交通状況が悪かったため、消防車は20分後ようやく到着したが、消火に成功した。当日は小雨が降っており、風向きも人家と反対方向であったため、幸い誰の家にも燃え移らなかった。

X及びYの罪責を論ぜよ。

参考：『事例から刑法を考える 第二版(法学教室ライブラリィ)』第2問